



**ヤングケアラーについて**  
**～子どもたちに関わるみなさんへ～**

**令和5年6月**

**大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課**

# 1. ヤングケアラーとは

- 一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある子ども。

\*ヤングケアラーの法令上の定義はありません。

「多機関多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4.3)より

## ● ヤングケアラーのしていることの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ひとつだけでなく、複数のケアを担っていることも

本人に自覚がない場合も

家族のために一生懸命ケアをしていることも

「介護力」とみなされ、サービス調整が行われることも

# 1. ヤングケアラーとは

## ● 課題や懸念されること

子どもの年齢や成熟度に合わない  
多すぎる作業（量的な負担）  
重すぎる責任（質的な負担）を担う

本人の育ちや教育に影響があることも

<懸念されること>

子ども自身の健康の問題

学習面での遅れ

社会性発達の制限

就労への影響

など

家庭内のデリケートな問題

本人に自覚がない場合も

表面化しにくい

# 1. ヤングケアラーとは

- 支援が必要かと思ったときは、  
家族のおかれている状況を理解しましょう。  
本人やご家族の意向を確認しましょう。  
そのうえで、必要な支援は何か検討しましょう。
- 他機関につなぐ時のステップ

## <ステップ①：気持ちを理解する>

- 本人の困りごとを理解できているか確認をする  
(信頼関係の構築)
- 本人が困っていることを言語化できたら、  
困っていることや状況、気持ちが支援者の理解と  
同じか、本人に確認する。  
(～なことで困っているんですね)
- 困っていることなどを親や先生、機関に伝えて、  
支援を受ける意思があるか確認する。  
(焦らない)

## <ステップ②：同意>

- 「私からも伝えておきますね」と、同意を得る。
- 情報提供する内容を具体的に伝える。
- 情報提供をする機関では、  
どのような支援が受けられるのか、その内容を  
わかりやすく伝える。

## <ステップ③：つなぎ>

- 他機関等に情報提供

## 2. どのくらいのヤングケアラーがいるのでしょうか

調査対象:府立高校生全員(109,264人)

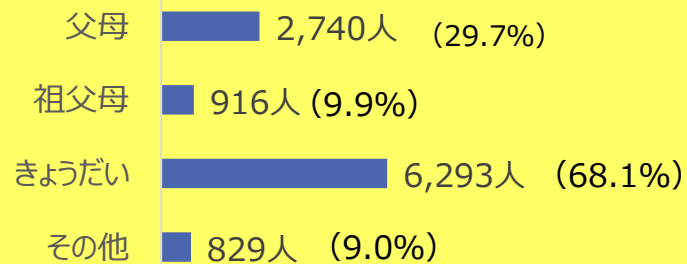
調査期間等:令和4年7月から9月、回答者数:80,855人(回答率74.0%)

◆世話をしている家族が「いる」と回答したのは、回答者全体の11.4%(9,236人)

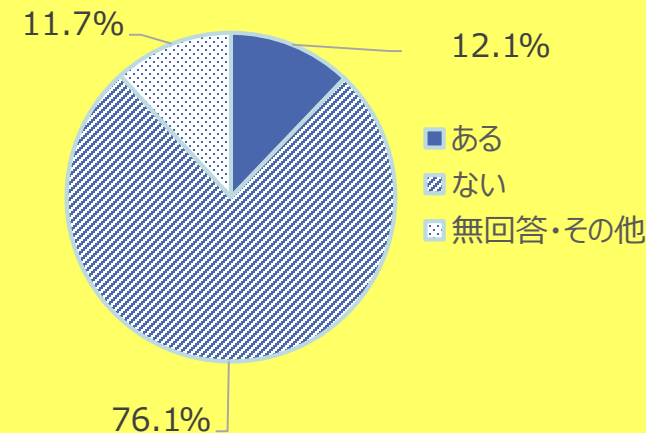
◆家族の世話をしている生徒が全ての府立高校に在籍。

家族の世話をしている生徒が20人以上在籍している高校は167校中145校(8割以上)

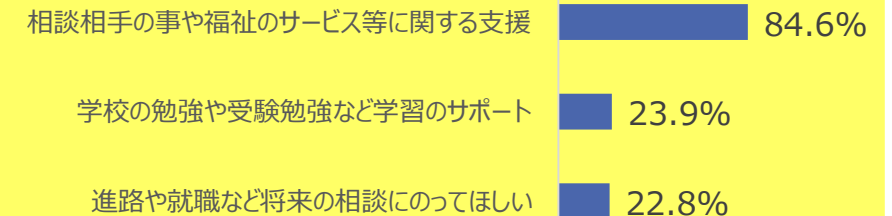
●「いる」と答えた生徒9,236人のうち、世話をしている家族の内訳(複数回答)



●世話について相談した経験



●学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援  
世話をしている家族があり、支援を望むと回答した生徒は全体の約15%(1,412人)



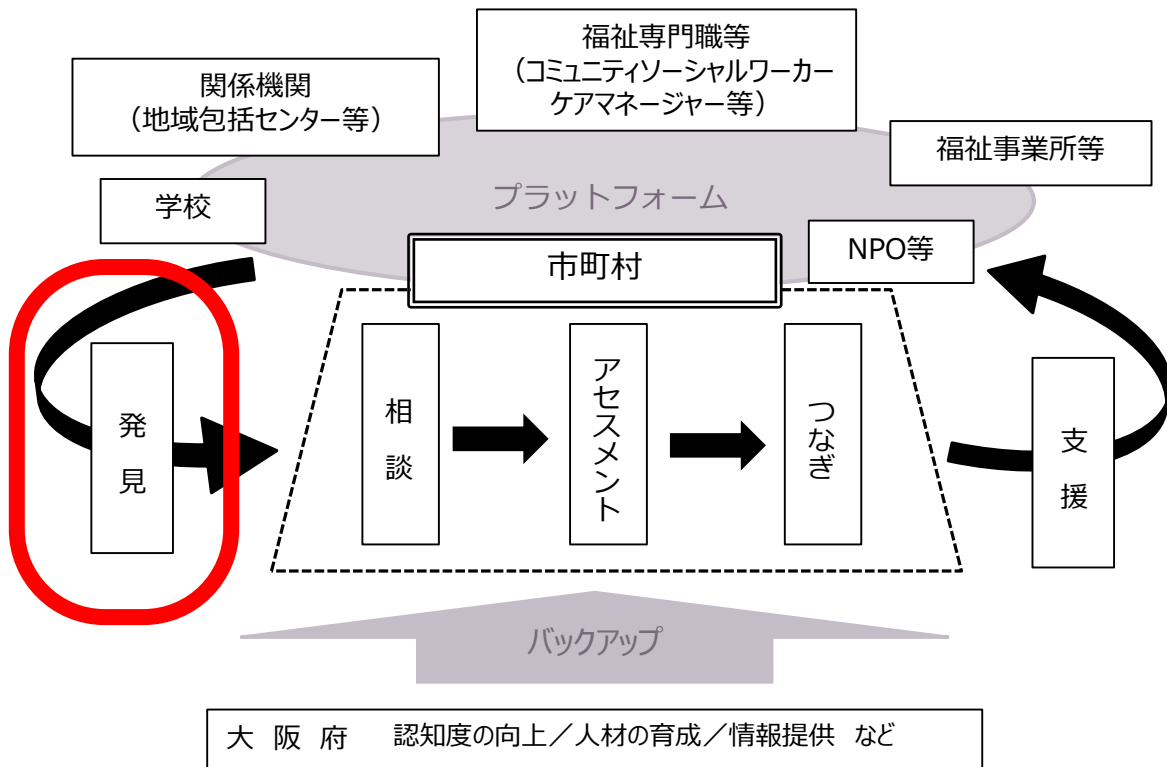
### 3. 大阪府におけるヤングケアラー支援事業

子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り開いていくことがかなう社会の実現に向けて、ヤングケアラー本人の気持ちを尊重しつつ、必要なとき、必要な支援が届けられるよう、令和4年度から令和6年度の3年間に重点的な取組みの期間とし、庁内関係部局市町村等と連携し、取組みを進めています。

	今後の方向性	令和5年度の取組み（予定）	
①社会的認知度の向上、 早期発見実態把握	地域住民や市町村職員、 福祉専門職、教職員等の意 識向上を図り、発見頻度を 高めるとともに、ヤングケ アラー自身の意識醸成を進 める。	①研修 (市町村職員、福祉専門職 等)	▶地域ごとの多機関多職種連携に資するよう、市町村職員、SSW、CSW、 民間支援団体等を対象に実施 ▶府主催研修等への講師派遣
		②ヤングケアラー啓発チラ シポスター	▶啓発用チラシポスターを作成 ▶市町村、学校、研修会等で配付
②プラットフォームの 整備	相談からの確なアセスメ ント、適切な支援へ切れ目 なく繋ぐことができるよう、 地域の実情を踏まえた市町 村における体制整備を支援 する。	③市町村ヤングケアラー担 当課長会議/ 市町村アンケートの実施	▶ヤングケアラー担当課長会議 (府、先行市町村からの取組紹介、国庫補助制度の紹介など) ▶市町村の相談窓口、取組等の調査、共有
③支援策の充実	既存のサービス支援策に より対応するほか、既存の サービス等では対応できな い課題への支援策を検討す る。	④実態調査	▶R5.秋ごろ、WEB調査 ▶対象者：福祉事務所の生活保護ケースワーカー、保育所、認定こども園等 の保育士等
		⑤ヤングケアラー支援事例 集（仮）	▶市町村及び民間支援団体等の支援事例を収集、事例集としてとりまとめ、 周知
		⑥民間支援団体への助成 (大阪府福祉基金設置運営 費)	▶民間支援団体による地域でのヤングケアラー支援のモデル事業への助成

# 3. 大阪府におけるヤングケアラー支援事業

## ● 大阪府におけるヤングケアラー支援体制のイメージ図



## ● ヤングケアラーとの関わり

「ヤングケアラーである子どもたち」と「みなさん」との関わり方はさまざまです。

### <直接関わる>

子ども



みなさん

### <利用者の世帯にいるヤングケアラーと関わる>

子ども

利用者



みなさん

利用者の世帯

### <地域での活動の中でヤングケアラーと関わる>

子ども



みなさん

地域での活動

など

## 4. ヤングケアラーとそのご家族の支援に向けて

- ヤングケアラーへの正しい理解を！
- 世帯全体を支援する視点を持って
- 福祉、介護、医療、教育など様々な関係機関との連携を！

気にかける

同意を得る

話を聴く

連携

### (参考資料)

○説明動画「ヤングケアラーについて  
～子どもたちに関わるみなさんへ～」

<https://www.youtube.com/watch?v=sKixHFPaxIU>

○大阪府ホームページ  
「ヤングケアラーへの支援」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/youngcarer/index.html>

○厚生労働省ホームページ  
「子どもが子どもでいられる街に。」

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

○多機関多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル  
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～ (R4.3有限責任監査法人トーマツ)  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

○ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究  
ヤングケアラー支援のためのアセスメントツール等を作成 (R5.3有限責任監査法人トーマツ)  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html>

○市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究  
(児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き) (R5.3有限責任監査法人トーマツ)  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-tebiki.html>